議案第1号 参考資料　　新恵庭市史(仮称)編さんの基本方針(案) 新旧対照表

≪ 旧 ≫

1．目　　的

歴史は、人々が生きいきと活動している姿であり、その経緯はやがてきえてしまう。この消え行くものを対象化し、記述・記録することで、歴史として残されていく。

日々刻々と変化する世相の中で、種々の考えが生じ、何時どのような選択をしたのか、その時々の人々の躍動が、時代の流れと、地域の風土にあった文化を生み出してきた。

だから歴史は、その地域の文化の歩みを計る有力な指標のひとつで、そのまちやそこに住む人を理解する近道でもある。

市にとっても、歴史を叙述していくことは重要な施策のひとつであり、このことから「恵庭市史」という歴史書を昭和５４年に編さん発刊した。しかし、その後数十年の経過の中で、市としてのめざましい変遷や新しい市民のくらしを記述していく必要が生じている。

これらの記述・記録含め、「恵庭市史」を基本とした新しい歴史書の編さんをすることを目的とする。

また、平成３２年の市制施行５０周年の記念事業として「新しい恵庭市史」の刊行を計画する。

2．基　本　方　針

（1）　市史は、恵庭の歴史を学ぶことにより現在を見つめなおし、先人の経験と知恵を生かして未来を展望するための、メッセージを発してくれるものを目指す。

（2）　恵庭市史を引き継ぐ考えで、市制施行後の変遷の状況を記述するなど、平成３２年までを目途とした内容で編さんする。

（3）　市民のための市史であり、市民の理解と協力を得ながら、広く市民に親しまれるように、文書表現は平易であることを心がける。

（4）　ふるさとの歴史について子どもも含め広く理解を図るため、学問領域の研究者の参加も求め、学術的に高い水準なものを目指す。

（5）　行政史に陥らず、社会、経済など多角的な視点も含め、地域や時代の推移の中で市民が果たしてきた役割を明らかにする。

（6）　記述は具体性、客観性を持たせるとともに、最新の研究成果を盛り込む努力をする。

3．推　進　体　制

（1）　市長委嘱で編さん委員会を設置し、市史の企画、監修及び資料収集・調査研究事項の調整を行う。

（2）　市史編さん事業を専門に所管する担当を企画振興部に設置し、事業の基本方針(案)及び事業計画(案)の作成・進行管理、史料調査・研究、市史編さん委員会の開催及び議事録作成、その他市史編さんに係る事務を所掌する。

（3）　市史の編さんのため、市史担当者は史料調査・研究、古文書及び公文書の収集ならびに整理、情報発信、刊行物の編さんを所掌する。

（4）　市史編さん庁内連絡会議を設置し、調査研究の支援と協力、公文書の調査、文化財・遺跡・民具・自然等の調査及び地域資料・参考調査等の協力を行う。この会議は、必要に応じ要綱において設置し、関係部署の職員で構成する。

■目的は、歴史の一般論を中心に述べるのではなく、H32 年に市政施行 50 周年事業として、市史を編さんする旨を具体的に述べるべき。

■基本方針では、既刊市史以降のまちの発展の歴史と新たな発掘等の研究成果を盛り込む旨を明記。
■ (7) は委託に当たって配慮すべき事項として新たに追加。

■推進体制は下記で構成を明記。
(1). 編さん委員会
(2). 市史担当事務局
(3). 庁内連絡会議
■又、それぞれの役割を定める。

※編さんへの市民理解・協力は基本方針で述べており、「市民参加」についてはプロポーザル参加業者のプレゼン比較を行う。また、決定した受託事業者と協議して具体を定める。

≪ 新 ≫

1．目　　的

恵庭市制施行５０周年（平成３２年）記念事業の一環として新しい市史を編さんし、広い観点から恵庭の歴史を明らかにすると伴に、市民の地域に対する理解を深め、様々な主体が行うまちづくり事業や施策に役立てる。

2．基　本　方　針

新市史は、以下の基本方針に基づき編さんする。

(1). 既刊「恵庭市史」発刊時（昭和 54 年）以降における本市の目覚しい発展の歴史を整理・記述すると伴に、これまでの市内外の諸研究、刊行物を参考にし、各分野における最新の成果を盛り込んで編さんする。

(2). 先人の経験と知恵を生かし、未来を展望できるメッセージ性のあるものを目指す。

(3). 市民の理解と協力を得ながら編さんに取り組む。

(4). 広く市民に親しまれ、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される市史を目指す。

(5). 研究者の参加も求め、学術的に高い水準を目指しつつ、広く理解を図るため平易な文章で読みやすい市史を編さんする。

(6). 行政史に陥ることなく、社会、経済、市民活動など、時代の推移の中で市民が果たしてきた役割を明らかにする。

(7). 恵庭の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮しながら編さんする。

3．推　進　体　制

新市史は、以下の推進体制で編さんする。

(1). 市長委嘱で編さん委員会を設置し、新市史の企画、監修及び資料収集・調査研究事項の調整を行う。

(2). 新市史編さん事業を専門に所管する担当を企画振興部に設置し、下記の事務を所掌する。

① 事業の基本方針(案)及び事業計画(案)の作成・進行管理
② 史料調査・研究
③ 古文書及び公文書の収集、整理、情報発信
④ 恵庭市史編さん委員会の開催及び議事録作
⑤ その他新市史編さんに係る事務

(3). 市史編さん庁内連絡会議を設置し、調査研究の支援と協力、公文書の調査、文化財・遺跡・民具・自然等の調査及び地域資料・参考調査等の協力を行う。なお、この会議は庁内関係部署の職員で構成するものとし、詳細は要綱で定める。